

ID: 1589

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	都市利便増進協定の変更認定		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第76条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第76条及び第75条の規定による。 (都市利便増進協定の変更) 第76条 土地所有者等又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。 (都市利便増進協定の認定基準) 第75条 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。 (1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。 (2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。 (3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日